建設企業常任委員会資料
2025 年(令和7年)6月23日
都市局道路安全室道路整備課

報告第 10 号及び報告第 11 号　関連資料
山手環状線大窪工区（東西工区）道路新設工事の契約変更について

1　変更理由

山手環状線大窪工区（東西工区）の２件の道路新設工事については、令和６年１０月から令和９年３月の３ヶ年にかけて実施する工事であり、令和６年度から８年度の各年度で支払限度額を設定し、工事の出来高分に応じて受注者に支払うこととしています。

令和６年度の主たる工事は、冬から春先の農閑期中に実施する複数の農業用水路の付け替え工事ですが、その材料の納入に想定以上の期間を要したため、工事の一部を令和７年度に繰り越す必要が生じたものです。

つきましては、令和６年度に支払予定であった出来高予定額を令和７年度へ繰り越す必要があるため、令和７年度の支払限度額を以下のとおり増額変更します。

なお、今回の変更は令和７年度の支払限度額であり、契約金額総額を変更するものではありません。

2　変更内容

令和７年度 支払限度額 （単位:千円）	工区	変更前	繰越額	変更後
	東工区	25,300	51,480	76,780
	西工区	25,300	50,160	75,460

位置図

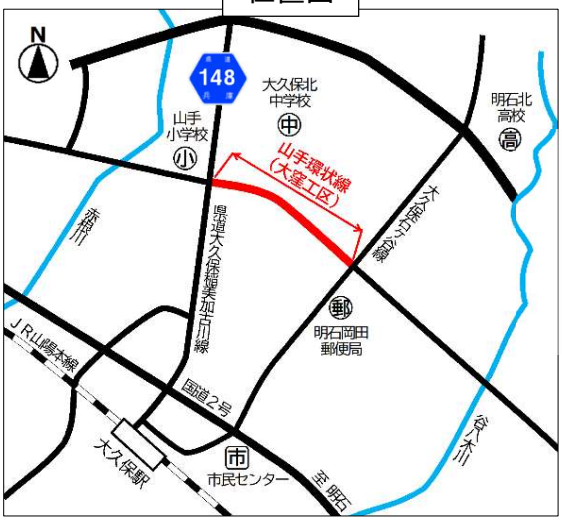
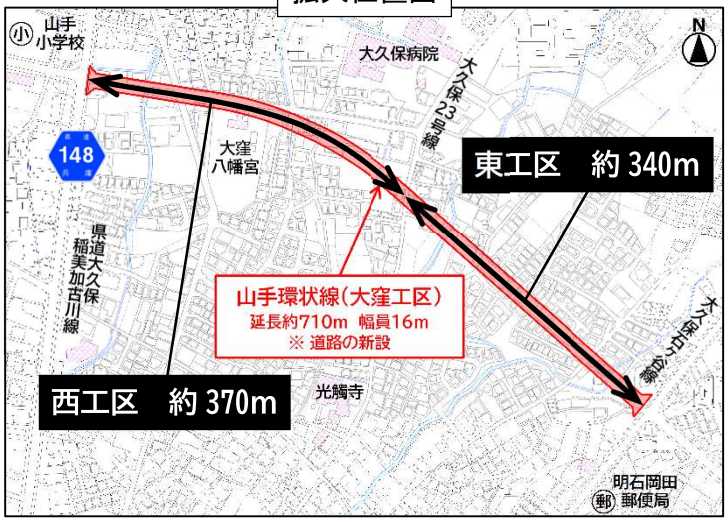
拡大位置図